

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を53万円、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から6年7月1日まで
② 平成11年7月1日から同年10月21日まで

昭和63年6月1日から平成11年10月20日までA社B事業所及び同社C事業所に勤務していたが、同社からは、確認申立書に添付した給料支払明細書及び源泉徴収票のとおり、70万円以上の給料をもらっていた。

しかし、オンライン記録の標準報酬月額は、平成5年4月から6年6月までが28万円、11年7月から同年9月までが30万円となっているので、給料支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年11月まで53万円と記録されていたところ、同年12月13日付けで、同年4月1日まで遡及して28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における被保険者全員（6人）についても、申立人と同様に平成5年12月13日付けで、標準報酬月額の記録が同年4月まで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書（平成5年6月から同年9月まで）及び平成5年分及び6年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において当該遡及訂正前の標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正されている元同僚（4人）は、「社長や事務担当者等から、遡及して標準報酬月額を引き下げる説明は無かった。また、当時は、バブルがはじけ急速に仕事が減った。業績の悪化により2、3か月の給与遅配があった。」と証言している上、そのうち1人は「社会保険事務所から頻繁に電話があった。保険料滞納の電話だったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、A社において厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成11年10月21日より後の同年11月30日付けで、同年7月1日まで遡及して30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における複数の元同僚（5人）についても、申立人と同様に平成11年11月30日付けで、標準報酬月額の記録が同年7月まで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成11年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において当該遡及訂正前の標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人は、「業績が悪化したことにより、1か月から3か月程度の給与遅配や事務所の家賃の滞納があった。」としているところ、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正されている元同僚（2人）は、「申立期間当時、会社の業績は悪化していた。」と証言している上、そのうち1人は「2か月から3か月の給与遅配があった。この頃にも社会保険事務所から多い時は月に2、3回電話を受け、部長や社長に取り次いだことを覚えている。この時も保険料滞納の電話だったと思う。」と証言していることから、申立期間当時、A社において厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

申立期間①及び②について、申立人は、平成6年1月*日からA社の取締役役に就任しているが、同社の元事業主及び事務担当者は、いずれも死亡しているため確認できないものの、当時の元同僚は、「A社では、本社で一切の事務を処理しており、各地の事業所には処理が任されていなかった。申立人は、経理及び社会保険の事務関係に関与しておらず、事務担当の取締役役でもなかった。」と証言していることから、申立人は、当該事業所の社会保険事務について権限を有する立場ではなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成5年12月13日付け及び11年11月30日付けで行われた遡及訂正処理は、事実在即したものととは考え難く、申立人につ

いて標準報酬月額を遡って減額処理する合理的な理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間①は53万円、申立期間②は59万円に訂正することが必要である。

富山国民年金 事案 242 (事案 199 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年1月までの期間、9年9月から10年2月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年1月まで
② 平成9年9月から10年2月まで
③ 平成13年3月

オンライン記録では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているが、社会保険事務所(当時)の職員が集金に来た際に支払った記憶があるので、保険料を納付したことを認めてほしい。

平成23年4月20日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、その後、新たな事情として、申立期間当時の状況を証言できる者がいるので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、オンライン記録によると、当該期間の記録は平成13年2月2日に追加登録されたものであることが確認できることから、当時は未加入期間であったと考えられること、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間②について、加入手続を行ったと思うとしているその母親は、加入手続を行った時期及び場所等について覚えていないとしており、当時の状況は不明であること、申立期間③に係る申立てについては、9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録(未統合記録)が生ずる可能性は極めて低く、申立期間の国民年金保険料の納付についての記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難いこと、申立期間に「社会保険事務所の職員が集金に来た際に支払ったと思う。」としているのみで納付時期、領収書等については覚えていないと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき23年4月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情として、国民年金保険料の納付についての証言者の氏名を提示したが、当該証言者から聴取しても、申立人が、申立期間①、②及び③の保険料を納めていたことを示す具体的な証言を得ることはできない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

A社を退職後、B市役所窓口で平成6年10月の国民年金保険料を納めたにもかかわらず未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は、B市役所の窓口で納付書を使用せず現金で納め、領収書は発行されなかった。」と供述しているところ、B市は、「申立期間当時、窓口では現金による納付の取扱いをしておらず、金融機関による納付の案内をしていた。また、納付書を使用しない納付は考えられず、納付の際には領収書を発行していた。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者カードにより、申立人は、申立期間当時、国民年金第3号被保険者として記録されていたこと、及び申立期間の記録は平成9年1月に国民年金第1号被保険者として追加登録されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金第1号被保険者として当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間の記録が追加登録された時点を基準とすると、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 43 年*月に父親が A 町(現在は、B 市)役場で国民年金の加入手続を行い、それ以後、同町役場の窓口で同じ職員に国民年金保険料を毎月渡していたと父親から聞いている。

昭和 50 年 11 月に私が就職する際、国民年金から厚生年金保険に切り替えるために私の国民年金手帳について A 町役場に照会したところ、申立期間が未納である上、当該手帳も無い旨回答があった。そこで、父親が当該回答について事情を聴いたところ、上記の職員は謝罪の言葉を繰り返し、その上司二人も当該職員が長期間にわたり国民年金保険料を受け取っていたと認めていたことなども覚えているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である上、申立期間は 7 年 1 か月と長期間である。

また、申立人は、「父親が A 町役場の職員に申立期間の国民年金保険料を毎月渡していた。」としているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 50 年 11 月頃に払い出されたと推認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、その際に資格取得日を 43 年*月*日とする事務処理が行われたものとみられ、これは、A 町の国民年金被保険者カードの記録と一致している。申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、43 年 3 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により納付す

ることはできなかったと考えられる。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点を基準とすると、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、「父親がA町役場で国民年金の加入手続を行った際、3年間分の保険料を納めなければならないが、2年間分の保険料はどちらでもよいと言われたので、1年間分ほどをまとめて納めたと父親から聞いたことがある。」と供述しているものの、B市は、「A町役場において過年度納付することはできなかった。」と回答しており、当該期間の保険料が遡って納付された事情はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 22 日から 46 年 3 月 20 日まで
② 昭和 50 年 7 月 25 日から 51 年 5 月 9 日まで

昭和 45 年 7 月に友人が勤めていた A 社（後に、B 社）に入社し、46 年 3 月まで勤務し、その後、50 年 7 月に同社に再び入社し、51 年 5 月まで勤務したが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者となっていない。

いずれの期間も勤務していたのは確かであり、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から、それぞれの期間を特定することはできないものの、申立人が A 社において二度勤務したことは推認できる。

しかしながら、B 社は、既に廃業している上、当時の事業主は、賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の A 社の給与担当者及び申立期間に同社に係る厚生年金保険被保険者期間がある同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」を見ると、申立期間の標準報酬月額が下がっている。

しかし、A社に入社してから退職するまで、同社B支店に勤務していた申立期間を含めて給料が下がった覚えは無いので、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、賃金台帳等を保管していないため申立期間当時の状況が不明と回答しており、申立期間に係る申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等について確認できない。

また、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚男性 17 人の標準報酬月額を見ると、昭和 35 年 1 月から 36 年 12 月までの 2 年間において標準報酬月額が引き下げられている期間のある者が 12 人いる上、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者記録がある同僚男性 11 人の標準報酬月額を見ると、標準報酬月額が引き下げられている者が 5 人確認できるなど、申立人と同様の取扱いとなっている状況が見られる。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見られない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。